

住宅耐震リフォーム緊急支援事業について

- ・申請書類は、市商工振興課への郵送でご提出、または直接窓口にお持ちください。
- ・先着順とし、予算がなくなり次第、受付を終了します。

※募集期間 R6年4月22日(月)～R6年9月30日(月)

※ご注意ください

- ・すでに着手・完了している工事については、当事業の助成を受けることはできません。
- ・多くの方に制度をご利用いただくため、住宅所有者1人あたり1回、また、1住宅あたり1回に限ります。
- ・工事着手の時期は、交付決定通知書の交付日～その4ヶ月後の月末までです。この期間以外に着手した工事は、助成対象となりません。
- ・令和6年12月31日(火)までに全ての工事を完了してください。
- ・今年度の期間中に、複数の工事をされる予定の方は、全ての工事について一括して申請してください。
- ・工事内容の変更(工事費用、施工箇所、業者の変更等)があった場合は、速やかに申し出てください。
- ・工事費用(消費税等を除く)の合計額が100万円未満の場合は、お申し込みいただくことができません。